

## 「登録者証」のご案内

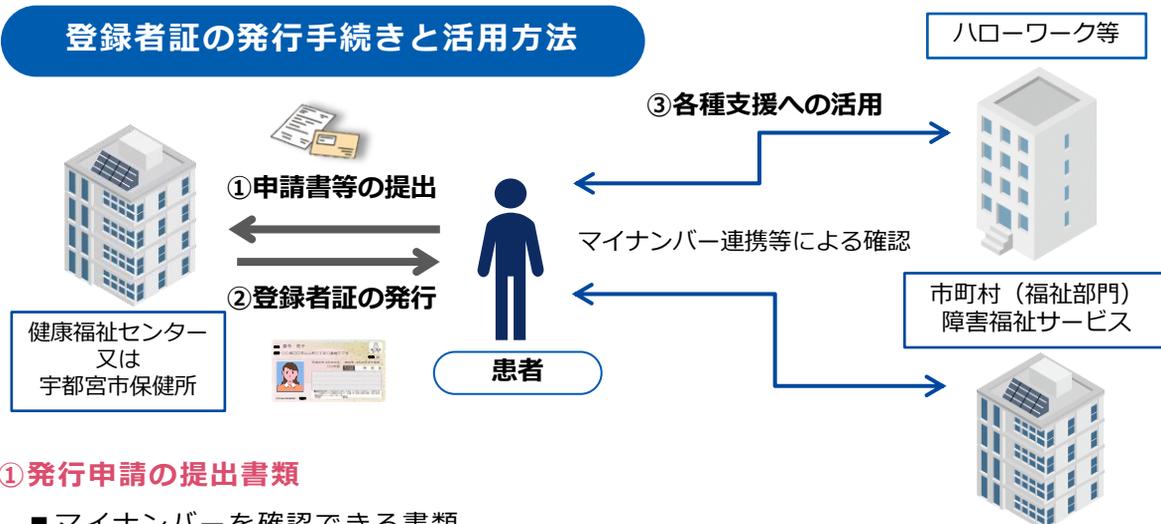
2024年6月20日から、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の制度が始まります。下記の手続きを参考に、登録者証の申請をご検討ください。

### ※登録者証とは？

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。

(医療費助成の対象とならない方にも発行されます。また、登録者証は更新も不要です)

### 登録者証の発行手続きと活用方法



#### ①発行申請の提出書類

- マイナンバーを確認できる書類  
(マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票等)
- 特定医療費(指定難病)支給認定申請書兼登録者証(指定難病)申請書
- 指定難病にかかっていることを証明する資料  
(臨床調査個人票、特定医療費受給者証(有効期限切れも可)、不承認通知書(指定難病の診断基準を満たしていることが確認できるもの))

#### ②登録者証の発行方法

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて紙により発行することも可能です。

#### ③登録者証の活用方法

市町などの登録者証を活用できるサービスの窓口において、以下の方法により指定難病にかかっていることを証明できます。

- マイナンバーカードを提示
- スマートフォン等で、マイナポータルの「登録者証の資格情報」の画面を提示 等  
(紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です)

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

登録者証では医療費助成は受けられません。引き続き『医療費受給者証』の手続きは必要となりますので御留意ください。

## 障害福祉サービス等

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録者証の利用可否と活用場面
障害福祉サービス等 (介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)	市区町村	○ サービスの利用申請 (※)
地域生活支援事業	市区町村 都道府県	△ 事業の実施主体である 市区町村等の取扱いによる
障害児通所給付	市区町村	○ サービスの利用申請 (※)
障害児入所給付	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	○ サービスの利用申請時 (※)

※ただし、支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があります。

## 就労支援（ご本人向け）

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録者証の利用可否と活用場面
公共職業安定所（ハローワーク）における 職業相談・職業紹介	公共職業安定所・ 難病相談支援センター	○ 証明の求めがあった時
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	地域障害者職業 センター	○ 証明の求めがあった時
障害者就業・生活支援センター事業	各障害者就業・ 生活支援センター	○ サービスの利用申請時

## 就労支援（事業者向け）

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録者証の利用可否と活用場面
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
障害者介助等助成金	(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
訪問型職場適応援助者助成金 企業在席型職場適応援助者助成金	(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者能力開発助成金	(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者トライアル雇用事業	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時